

大阪
社会
保険
時報



やがて満開！

寒さでいつまでも咲かない、つぼみを心配しながらペンを取る。気温の変化に戸惑いながら、耳に入るニュースにも心が曇る。だが自然の豊かな力は、それらの不安をも吹き飛ばし、雄々しく生きる姿を見せる。なんと素晴らしいことだろう。十日近く遅れた花々の開花も、この原稿の発表時には、美しく咲き誇り、人々の心を和ませてくれていることだろう。私たちに元気で生きよと自然が告げているのだ。(大阪城公園にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 国民年金保険料の金額が変わります ● 平成24年度の年金額について
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします
 - ・協会けんぽ大阪支部事務所移転のお知らせ
 - ・平成24年3月分から協会けんぽの保険料率が変わります
 - ・外来診療でも限度額適用認定証がご利用いただけます
- ねんきんネットで電子版「ねんきん定期便」スタート！

職場内で回覧しましょう

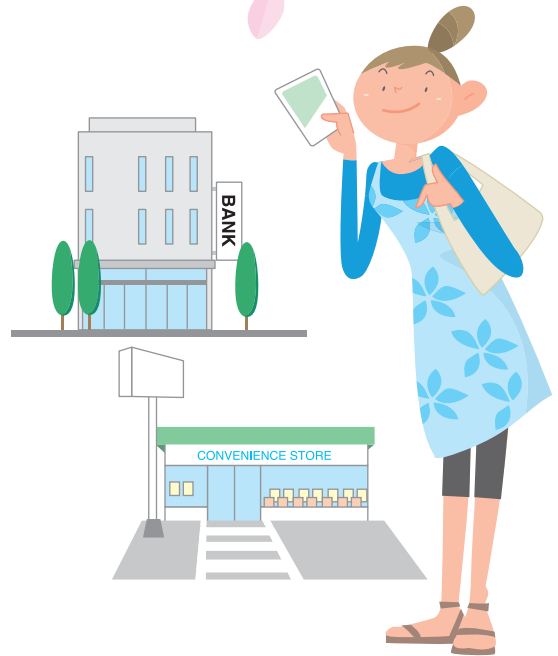
国民年金保険料の 金額が変わります

平成24年4月分から平成25年3月分までの国民年金保険料は、月額14,980円となります。

納め忘れがあると、将来受け取る年金額が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合があります。国民年金保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

国民年金保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、便利で安心・確実な口座振替や、クレジットカード納付、前払いすると割引のあるお得な前納制度もありますのでぜひご利用ください。

失業等の経済的な理由により、保険料を納めることが困難な場合には、「免除制度」「若年者納付猶予制度」「学生納付特例制度」がありますのでご利用ください。申請は、お住まいの市区町村役場の国民年金担当、年金事務所の窓口へお願いします。



平成24年度の年金額について

平成23年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率については、マイナス0.3%となりました。

現在支給されている年金については、物価変動に応じて改定されるため、法律の規定により、平成24年度の年金額は0.3%の引き下げとなります（平成24年4月分・5月分が支払われる6月の支払いから、額が変わります）。

主な年金給付の金額

| | 平成24年3月まで | 平成24年4月から |
|-------------|------------|------------|
| 老齢基礎年金〔満額〕 | 788,900円 | 786,500円 |
| 障害基礎年金〔一級〕 | 986,100円 | 983,100円 |
| 〔二級〕 | 788,900円 | 786,500円 |
| 遺族基礎年金〔子1人〕 | 1,015,900円 | 1,012,800円 |
| 〔基本額〕 | 〔788,900円〕 | 〔786,500円〕 |
| 〔子の加算額〕 | 〔227,000円〕 | 〔226,300円〕 |

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化および高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、被扶養者の方が、現在もその状況にあるかの確認のため、毎年度、5月末から7月末までの間、被扶養者資格を再確認させていただいております。

事業主の皆さまには、平成22年度に実施したときと同様に「被扶養者状況リスト」を送付させていただきます(昨年度は東日本大震災の影響により実施いたしませんでした)。

被扶養者となっている方が現在も被扶養者の条件に該当するかを確認していただき、返信用封筒にて被扶養者状況リストをご提出していただきます。

再確認の対象となる方

協会けんぽ加入の全被扶養者(ただし、次の被扶養者を除きます)

①本年4月1日において18歳未満の被扶養者

②本年4月1日以降に認定を受けた被扶養者

※すべての被扶養者が上記①または②に該当する場合、再確認が不要となるため、事業主の方へ被扶養者状況リストは送付いたしません。



解除となる被扶養者がいた場合

被扶養者から解除となる方がいた場合は、同封する「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、該当する方の被保険者証を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に協会けんぽへご提出していただきます。

被扶養者状況リスト送付および提出時期

送付時期：本年5月末から6月末(順次送付)

提出期限：本年7月末日

この再確認は、**保険料負担の軽減につながる大変重要な事務**ですので、ご多用中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

くわしくは、協会けんぽホームページをご覧ください。協会けんぽ大阪支部へお問い合わせください。

協会けんぽ大阪支部事務所移転のお知らせ

協会けんぽ大阪支部は、「経費削減」、「お客さまの利便性向上」を目的として、平成24年3月21日(水)より下記へ移転いたしました。皆さまにはご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

移転先

〒550-8510 大阪市西区^{うつぼほんまち}本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

電話：06-7711-4300(自動音声案内)

※電話番号も変更になりましたのでご注意ください

※市内局番は、「7711」です。頭に「6」を付ける必要はありません

アクセス

地下鉄四つ橋線・中央線 本町駅 28号出口よりすぐ

地下鉄御堂筋線 本町駅 4号出口より徒歩約5分

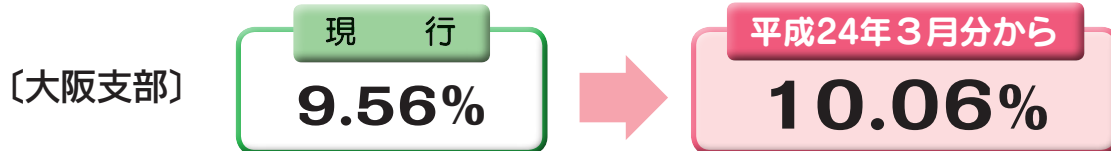
※お越しの際は公共交通機関をご利用ください(専用駐車場はございません)

協会けんぽからのお知らせ

平成24年3月分から協会けんぽの保険料率が変わります

協会けんぽの健康保険料率については、厳しい医療保険の財政状況に加え、高齢者医療への拠出金などがますます増えることから、**本年3月分の保険料（4月納付分）から、10.06%への引き上げ**をお願いせざるを得なくなりました。

厳しい経済状況のなかではありますが、加入者の皆さまの医療・健康・生活を支えるため加入者・事業主の方々には、このようなご負担につきまして、なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。



※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（3月分から1.55%に変更）が加わります。（合計 11.61%）

外来診療でも限度額適用認定証がご利用いただけます

限度額適用認定証を提示することで、病院・薬局窓口での支払いが軽減できます。

これまで

70歳未満の加入者が入院するとき、事前に申請いただき、「限度額適用認定証」を保険証とあわせて医療機関の窓口で提示することで、入院時の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

平成24年4月1日から

入院するときと同様に、70歳未満の加入者が**外来診療を受けて窓口でのお支払いが高額になる場合についても、「限度額適用認定証」**をご利用いただけるようになります。

自己負担限度額はいくら？

70歳未満の方の自己負担限度額は被保険者の所得区分によって下表の3つに分類されます。

| 被保険者の所得区分 | 申請書の種類 | 自己負担限度額 | 多数該当 ^{※3} |
|----------------------------|--------------------|--|--------------------|
| ①上位所得者 (標準報酬月額53万円以上の方) | 限度額適用認定申請書 | 150,000円+(総医療費 ^{※1} -500,000円)×1% | 83,400円 |
| ②一般所得者 (①および③以外の方) | 限度額適用認定申請書 | 80,100円+(総医療費 ^{※1} -267,000円)×1% | 44,400円 |
| ③低所得者 ^{※2} | 限度額適用・標準負担額減額認定申請書 | 35,400円 | 24,600円 |

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。

※2 被保険者が市（区）町村民税の非課税者等である場合です。申請には限度額適用・標準負担額減額認定申請書をご提出ください。
注）上位所得者に該当する場合、市（区）町村民税が非課税等であっても上位所得者となります。

※3 療養を受けた月以前の1年間に、3カ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4カ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

▶70歳以上75歳未満の方は、保険証とあわせて高齢受給者証を提示すると窓口でのお支払いが原則自己負担限度額までとなります。自己負担限度額が上記表と異なりますので、くわしくは協会けんぽまでお問い合わせください。

お申し込みはカンタン！

限度額適用認定証をご利用いただくには、申請が必要です。申請書はホームページからダウンロードしていただくか、下記連絡先までご用命ください。なお、認定証の送付には1週間程度かかりますので日程に余裕をもってご申請ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください
(市内局番は「7711」です。頭に「6」を付ける必要はありません。)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

ねんきんネットで 電子版「ねんきん定期便」 スタート!

NEW 「ねんきん定期便」がパソコンで確認できます!

誕生日に、「ねんきん定期便」や「振込通知書」などのお知らせを、電子メールでご案内します。



| ねんきん定期便 | | | | |
|--|-----------------|--------|--------|----------|
| 日本年金機構 | | | | |
| 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 | | | | |
| 照会番号 | 123456789012345 | | | |
| ※照会番号は、お問い合わせの受付番号となります。 | | | | |
| 「これまでの年金加入期間」、「これまでの加入実績に応じた年金額」です | | | | |
| 1 これまでの年金加入期間 | | | | |
| 国民年金 | 国民年金 | 厚生年金保険 | 特例年金 | 年金加入期間合計 |
| 加入開始年月 | 加入終了年月 | 加入開始年月 | 加入終了年月 | 加入開始年月 |
| 月 | 年 | 月 | 年 | 月 |
| ※上記の加入期間のうち国民年金加入期間のみを、平成24年10月1日以前に加入期間として算入しております。 | | | | |
| 2 これまでの加入実績に応じた年金額 (今後の加入実績により年金額は増加します。) | | | | |
| (1) 国民年金 | (年額) | 円 | | |
| (2) 国民年金 | (年額) | 円 | | |
| ※これまでに加入実績(国民年金加入期間)により年金額は増加します。 | | | | |
| ※上記の年金額は、既に立回期間満了した場合は合計額は円になります。 | | | | |
| (参考) これまでの保険料納付額 | | | | |
| (1) 国民年金 (第1号国民年金保険料納付額) | (累計額) | 円 | | |
| (2) 厚生年金保険 (厚生年金保険料納付額) | (累計額) | 円 | | |
| ※保険料を納付するに当たっては、適用していません(2007年)以上の国民年金(国民年金保険料納付)は、国民年金加入期間として算入しております。国民年金加入期間として算入しない国民年金加入期間からして算入しております。 | | | | |
| ※国民年金加入期間(国民年金加入期間)は、国民年金加入期間(国民年金加入期間)として算入しております。 | | | | |
| ※上記の年金額は、これまでの加入実績のみで計算したものです。「ねんきんネット」では、年額、保険料を納付し続けられた場合に年金額の試算を自動で行うことができます。ぜひ、ご利用ください。 | | | | |
| ※表示している年金額(国民年金)は、国民年金記録に関する加入履歴は表示されておらず、国民年金加入履歴のみを基に算出された年金額です。国民年金加入履歴に関する情報は、国民年金記録に関するお問い合わせください。 | | | | |

ライフプランに合わせて年金額の試算ができます!

さまざまな人生設計に応じた年金額の試算ができます。

平成24年10月から、国民年金保険料を10年間遡って納めることが可能となりますが、納付した場合に増える年金額を試算できます(平成24年8月開始予定)。

※すでに老齢年金をお受け取りの方(働き続けていたり、失業手当を受給することにより年金の支給が停止されている方も含まれます)や、老齢年金の受給資格があって現在なお請求されていない方などは、ご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

いつでも、最新の年金記録が確認できます!

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

また、持ち主がわからない記録が、氏名や生年月日などで検索できるようになります。

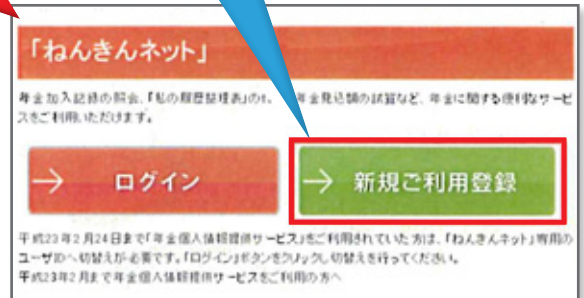
(平成25年1月開始予定)

電子版「ねんきん定期便」ご利用までの流れ

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



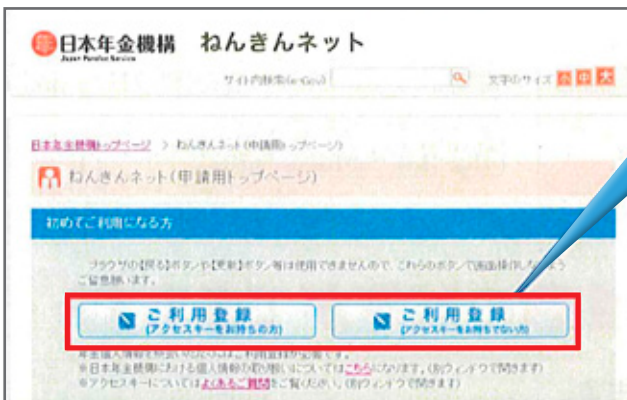
「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービスご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



●アクセスキーとは…

お客様の誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット 検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



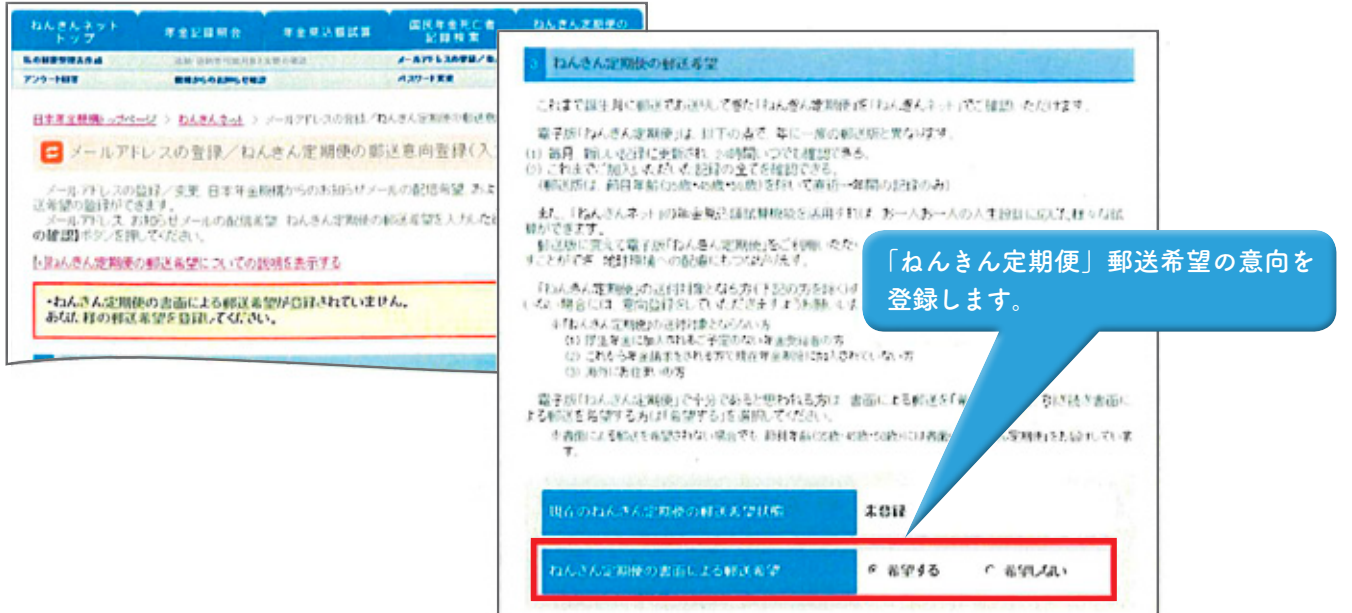
0570-058-555

03-6700-1144

(050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合)

3. 初回ログイン時に、「ねんきん定期便」郵送希望の有無を登録

「ねんきんネット」に初めてログインすると、「メールアドレスの登録/ねんきん定期便の郵送意向登録」画面が表示されますので、郵送を「希望する」「希望しない」の登録をします。



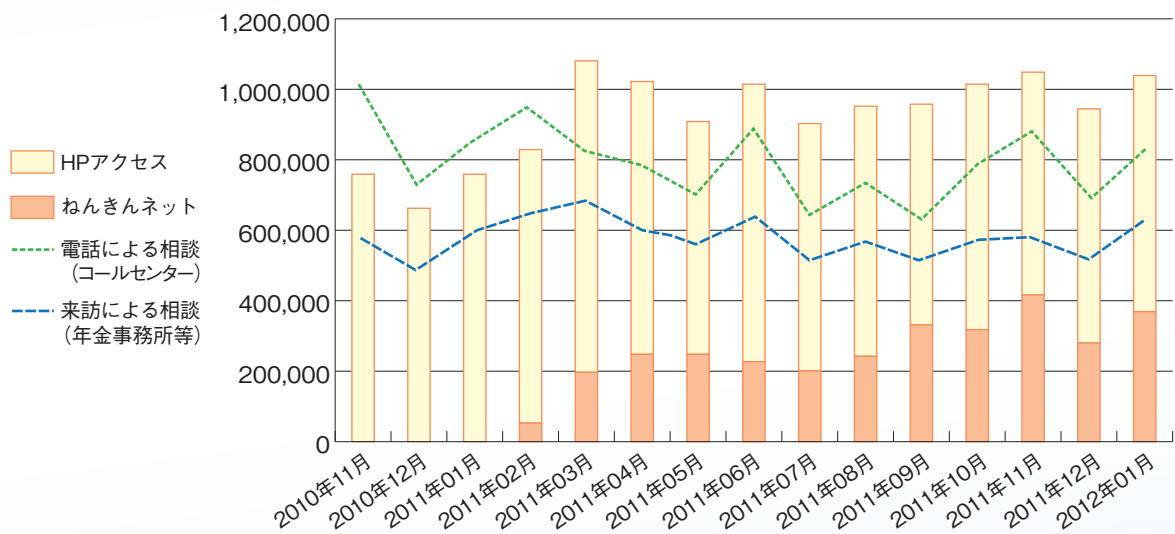
(参考) 「ねんきんネット」の利用状況

●事業開始後約1年間の状況 (平成23.2/28~24.3/17)

| ユーザID発行件数 | 記録照会件数 |
|-----------|-----------|
| 743,610 | 1,372,591 |

・毎週1~2万件の割合で、新規にIDを取得する方が増えています。

●日本年金機構の窓口へのアクセス状況



- ・機構ホームページへのアクセス件数は月間約100万件であり、すでにコールセンターへの相談件数(約80万件)や来訪による相談件数(約60万件)を上回っています。
- ・機構ホームページへのアクセスの内、「ねんきんネット」のページへのアクセスは全体の30%超に達しています。